

商品概要説明書

(令和6年2月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・ 定額式定期積金又は目標式定期積金 (愛称：春夢一番)
2. ご利用いただける方	・ 給与受取口座を指定した J A でご契約される個人の方
3. 商品種別	・ 定額式および目標式 (初回で掛金を調整)
4. 期間	・ 12か月 (1年) 以上84か月 (7年) 以内
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 契約金額	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます (目標式は初回で掛金を調整)。 ・ 掛込周期は毎月とします。 ・ 1回あたり 1,000 円以上 ・ 1 円単位 ・ 50 万円以上 200 万円以下
6. 払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・ 年 0.10% (税引後年 0.079%) を約定利回りとして適用します。 ・ 契約期間中に給与振込口座の指定を当初指定 J A 以外に変更された場合は約定利回りを適用せず、預入日に遡って預入日時点の定期積金の店頭表示利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5% を上乗せした利率) ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により

保護されます。							
12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本支所、出張所または下記連絡先にお申し出く ださい。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅 速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="614 414 1428 492"> <thead> <tr> <th>J A 名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J A 松山市</td> <td>金融部</td> <td>089-946-1611</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受 け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記担当部署または J A バンク相談所にお 申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>	J A 名	担当部署	電話番号	J A 松山市	金融部	089-946-1611
J A 名	担当部署	電話番号					
J A 松山市	金融部	089-946-1611					
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息を いただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割 引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。 						

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 松山市